世田谷区保育の質ガイドライン(案)の報告について

(報告の要旨)

世田谷区子ども計画(第2期)で掲げる「保育・幼児教育の充実」に向け、区内保育施設が提供する保育の質の維持・向上のため、保育所保育指針等に基づき、子どもを中心とした保育を実践するため、これまでの成果を踏まえ、保護者、保育事業者、区民との意見交換を重ね、世田谷区保育の質ガイドライン(案)を策定したため報告する。

1. 主旨

区は、保育待機児への対応を喫緊の課題とし、認可保育園の入園申込率の伸びや人口推移などから目標事業量を推定し、保育施設の整備に全力を挙げて取り組んでいる。

このような中においても、子どもの最善の利益を守り、質の高い保育を提供できる体制を継続していくことが最も大切な課題であるとの観点から、世田谷区が目指すべき保育のあり方をより具体的なものとして保育施設に関わる全ての人との共通理解を図るため、世田谷区保育の質ガイドラインを策定することとした。

このたび、学識経験者、保護者、保育事業者を委員とした策定委員会での議論を踏まえ、 シンポジウム等において区民の意見を反映し、世田谷区保育の質ガイドライン(案)を策定 したため報告する。

- 2.世田谷区保育の質ガイドライン(案)の内容別紙のとおり
- 3.世田谷区保育の質ガイドライン(案)策定までの経緯

平成26年 4月~ 世田谷区保育の質ガイドライン検討会開始

平成26年 7月 世田谷区保育の質ガイドライン策定委員会設置

子ども・子育て支援新制度シンポジウムにおいて配布及び意見聴取

平成26年 8月~ 世田谷区保育の質ガイドライン策定委員会開催(全4回)

平成26年10月 子ども計画シンポジウムにおいて配布及び意見聴取

平成26年11月 保護者との意見交換会開催

子ども計画研究会において配布及び意見聴取

区内保育施設への配布及び意見聴取

4.今後のスケジュール

平成27年2月4日 福祉保健常任委員会報告

平成27年4月~ 世田谷区保育の質ガイドライン 事業者周知等

世田谷区保育の質ガイドライン【案】

平成27年1月

世田谷区

目 次

ガイト	*ライン策定の趣旨 	•	•	•	1
ガイト	・ラインの位置づけ	•	•	•	2
世田名	ド区の保育				
1	子どもの権利	•	•	•	3
2	職員に求められる資質	•	•	•	3
3	保育環境	•	•	•	4
4	保育内容	•	•	•	5
	(1)生活と遊びの中の教育	•	•	•	6
	(2)食育	•	•	•	7
	(3)健康	•	•	•	7
5	安全管理	•	•	•	8
6	保護者支援・地域の子育て支援	•	•	•	9
7	運営体制	•	•	•	1 0
保育の	質の向上のため、それぞれに求められること	•	•	•	1 1
資料「	保育の質を確保・向上していくための、これまでの区の取	り組み	٠,		
		•		•	1 2

ガイドライン策定の趣旨

本区においては、近年、出生率の回復などにより、0歳から5歳の就学前児童が毎年1,000人近く増えています。平成26年4月入園の認可保育園申込者数は、女性の就労率の上昇も相まって、7年前に比べ約5,400人と2倍以上になるなど、保育需要が全国の自治体でみられる状況を凌ぐ勢いで増加しています。区では保育待機児への対応を喫緊の課題とし、認可保育園の入園申込率の伸びや人口推計などから目標事業量を推定し、保育施設の整備に全力を挙げて取り組んでいるところです。

一方、保育需要の増大と家族形態や就労状況の変容などを背景に、保護者の保育ニーズもますます多様化しており、区には、子ども・子育てを支える基盤の量的拡大に加えて、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

更に、平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においても、新制度の実施 主体である区には、保育・幼児教育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を計画的に実 施していくことも求められています。

保育事業が多様化し実施主体も多元化する中で、区内全ての保育施設において、子どもたちの育ちに十分配慮しながら、区がめざす「子どもを中心とした保育」を計画的かつ確実に子どもたちに提供するためには、「世田谷区保育理念」及び「世田谷区保育方針」を保護者、事業者、地域、行政等が共有し、相互に連携・協力していく仕組みづくりが不可欠です。

このガイドラインは、平成 26 年 8 月から「世田谷区保育の質ガイドライン策定委員会」を開催し、これまで区が保育の質の向上委員会での議論や、私立認可保育園運営事業者審査や保育巡回指導に際して、保育の質を向上させるために作り上げてきた基準をもとに、保護者、保育施設関係者、学識経験者など、さまざまな立場の方との議論により作り上げたものです。

ガイドラインでは、「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、行政や事業者の果たすべき責任と役割を定めることはもとより、保護者の参加・参画を推進すること、地域の資源を生かしながら包括的に支えていく仕組みを構築することにより、保育の質の維持・向上をめざしています。今後、保育士をはじめ、職員の方々一人ひとりに日々の保育で活用していただくとともに、保護者、事業者、地域とも広く共有し、保育施設における保育の内容や取組みについて理解を深めていただくために活用していきます。

世田谷区保育理念

- ・すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。
- ・子どもにとって最初の保育者は保護者です。
- ・世田谷区は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者とともに保育を通して の福祉に努めます。

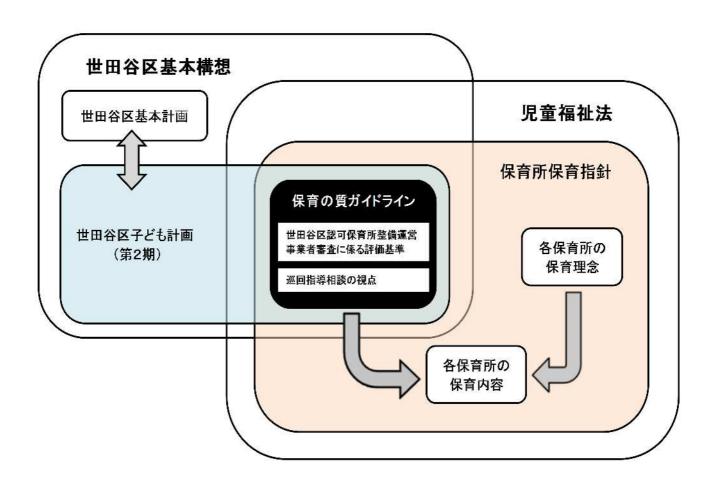
世田谷区保育方針

- ・命の大切さ、生きる力をはぐくみます。
- ・保護者とともに、心豊かな子育てを目指します。
- ・地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。

ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、国が定める保育所保育指針等に基づき、区の考える「子どもを中心と した保育」を実践するために策定するものです。

同時に、「世田谷区子ども計画(第2期)」で掲げる「保育・幼児教育の充実」に向けた取組 みの1つとなるものであり、区の上位計画である「世田谷区基本計画」とも整合を図り、今後 も保育を取り巻く環境や状況の変化に合わせ、絶えず更新していくこととします。



世田谷区の保育

各保育施設においては、保育所保育指針に基づき、各保育施設独自の保育理念と保育方針のもと、創意工夫しながら日々の保育を実践しています。

ここでは、区が保育指針の中でも特に大切にしてもらいたい保育への想いや主な具体的項目を例示し、保育施設に関わる全ての人たちと共通理解を深め、保育の質の向上に取り組むことを目指します。

1 子どもの権利

子どもの権利を守ることは、おとなの責任です。近年、多文化の共生や、家族形態の多様化、 子ども自身の特性などの状況を踏まえ、より一層、一人ひとりの子どもに寄り添う保育を展開 することが必要になっています。

子どもの成長を的確にとらえ、子どもの心情に十分配慮しながら、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつくれるよう援助し、子ども自身が多くの人から大切な存在として受け止められていると感じ、自己を十分に発揮し、自信をもって安心して生活できる環境を提供することが大切です。

世田谷区では、保育の質の向上に取り組む上で、子どもの権利を守ることを一番大切にし、 保育内容すべてに関連することと考えています。

「子どもが何を求めているか」を知ろうとしている。

子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮している。

子どもや保護者の気持ちを傷つけるような職員の言動・保育放棄・虐待・無視・差別等を禁止する職員行動規範等を定めている。

むやみに制止や禁止する、子どもの言葉や身振りなどを無視する、呼び捨てやあだ名での声かけ、不必要な大きな声、否定的な対応などをしていない。

職員は、一人ひとりの子どもの行動や欲求に、わかりやすい言葉で穏やかに個々の子どもに語りかけ、 応答的に関わっている。

一人ひとりの子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認めあう心を育てるよう努めている。

おむつ交換やトイレ、着替え、プール指導の際は、全裸で放置されることのないよう配慮し、他者の視線を遮る工夫をしている。

2 職員に求められる資質

保育の質の確保・向上を実現する基本は、保育施設に勤務する職員一人ひとりの資質です。 職員が子どもを大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすることが大切です。子 どもが人とかかわりあう心地よさを味わい、安心して気持ちよく過ごし自ら主体的に活動する ために、職員は、子どもの身体の発達と心の育ちを大切にし、子どもの気持ちに応え、手を携 え、言葉をかけ、共感しながら、一人ひとりの存在を認めていくことが大切です。そのような

職員のかかわりにより、子どもが人・物・自然などに触れ、興味・関心を広げ、様々な心情・ 意欲・態度を身につけ、生きる力の基礎を培っていくことができるようになります。

また、子どものために保護者支援や地域の子育て家庭に対する支援を行うことも重要な役割です。子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感しあうことにより、保護者自身が、子育てに自信を持ち、子育てを楽しいと感じることができるようになります。日常の保育の中で、子ど

もとのかかわり方や子どもの成長・発達について専門職として具体的な助言をしたり、行動見本を見せることもまた、在園児の保護者や地域の子育て家庭の支援につながります。

このように、子どもの保育と保護者の援助を行っていくためには、全ての職員が職務への責任感を持ち、子どもや保護者のモデルとなる人権感覚や倫理観を持って保育にあたり、常に改善に前向きに取り組み保育技術や知識を高める意欲がなくてはなりません。

世田谷区内の保育施設の職員は、子どもを受容する温かい心を持って子どもに全力で愛情を注ぐことのできる人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重でき、子どもや保護者から信頼され尊敬される職員であって欲しいと考えています。

保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かしており、向上心を持って取り組んでいる。

施設長・主任は、施設の課題を自覚し、職員に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。

倫理観、人間性、保育施設職員としての責任感を持ち、自覚をもって保育に従事している。

子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。

乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人ひとりの成長・発達に合わせ見通しを持った援助ができる。

保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。

身近な自然や素材を生かした保育環境を整え、様々な遊びを豊かに展開して保育している。

職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。

日ごろの保育を定期的に振り返り、保育の質を向上しようとする意欲がある。

職員会議、研修、他園との交流等を通して、自身の保育の課題や不足している専門知識・技術について「気づき」の機会を多く持とうとしている。

3 保育環境

保育施設は子どものための施設であり、子どもが快適に心地よく生活できる環境を整えることが大切です。

少人数や一人でじっくりと遊びこむことができる環境、ホッと一息つくようなくつろげる環境、友達と一緒に思いきり身体を動かすことができたり協同した活動ができる環境など、子どもが長時間生活する場として静と動の両方の環境を保障し、人と人との関わりを育むことのできる保育環境を構成します。

更に、子どもが自ら興味を持ち、関わってみたいと思うような玩具や遊具が十分準備されている、身近な動植物や自然事象に接する機会があるなど、興味・関心を持ち子どもが思わず関わりたくなるような保育環境も重要です。

職員は、子どものための保育環境を構成すると共に、常に確認を怠らず、子どもの健康と安全に気を配り、子どもが安心して安全に過ごせる環境を保育施設全体で整えます。

世田谷区内の保育施設においては子どもの命が守られることを第一に、乳幼児期の子どもの発達をとらえ、子どもが遊んでみたくなるような環境を構成し、子どもが十分楽しみ、満足感や充実感を得ることができるよう環境を構成していきます。

子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が、子どもの手の届〈場所に適切な量で用意され、子どもが自由に選び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。

施設内の清掃が行き届いており、保育室・トイレ等の清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。

子どもたちが遊びこむことができる時間と空間への配慮、自由な遊びコーナー等、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子供同士のかかわり遊びが豊かに行われるように工夫されている。

子どもの生活空間において、家具や調度品等に手作りのものや天然素材等を取り入れるなどの工夫がなされている。

手洗い場、机や椅子などは、子どもの身体に合った大きさで調えられている。

友達と好きなことをして落ち着いて遊べる場所やひとりでじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげる空間がある。

施設内外にかかわらず、死角をつくらないよう配慮している。

菜園やプランターの植物等、生活の中で緑を楽しむことができる工夫など身近な自然と関わることができる取り組みがされている。

外気に触れ、自然を感じ、興味を持って自ら移動、探索する楽しさを存分に味わい、体を動かす技能を発達させるための運動を行うことができ、かつ、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭等が確保されている。

乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための特別な配慮がなされている。

リズム・造形等の多様な表現活動を経験でき、自ら興味を持って関わり楽しめる工夫や継続して活動できるような環境設定がされている。

4 保育内容

生まれてから就学前までの子どもたちの発達を理解し、個々の子どもの発達を見通し、乳幼児期に経験・体験してほしい基本事項が全体的な保育の計画に示され、実践されていることが必要です。

保育施設における保育の特性は「養護と教育の一体的な実施」であり、子どもと生活を共にし、子どもの全てを受け入れ、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをしていくことを基礎として、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身に付けていけるように保育を展開します。

このような保育の内容を、子どもの発達過程や発達の連続性を見据え、各保育施設の保育理念や保育目標のもと、保育計画をたて、計画に基づく保育を展開し、日々保育を振り返り評価し明日の保育に反映させることを繰り返すことで、保育の質の向上につながります。

各保育施設により、独自に目標をたて、創意工夫し様々な特色を持った保育を展開していますが、基本は「子どものための、子どもを中心とした」保育を展開することです。「できる」「できない」という表面的なとらえ方をするのではなく、子どもの実態を把握し、子どもと職員とのかかわりの中で保育が展開されるように配慮することが重要です。職員の適切な援助によって、子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、その結果として、子どもたちが自己肯定感を豊かに持てるようになるのです。

このような保育を実践できるよう保育施設職員自らが保育の質を高めていくことが、世田谷区内保育施設共通の目標です。

職員は、「子どもの最善の利益」を考慮し、保育課程の保育施設がめざしている児童福祉の理念及び組織が目指す中長期的な目標を理解している。

職員は、保育課程を通して、展開したい子どもの育ちの道筋、子ども像を共有している。

子どもの発達や地域の特性をとらえて職員全体で年齢別の指導計画(年・期・月・週・日)をたて、計画に基づいた保育を実践し、定期的な評価・反省を行い、次の計画に反映させている。

0・1・2歳の個人別指導計画は、個々の子どもの家庭環境を踏まえた成長歴・心身の発達、活動の実態に即して作成されている。

児童票・保育日誌・施設日誌・保健日誌等があり、子どもの成長や日々の活動を記録している。

一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、保育の実態について話し合う会議を定期的かつ必要に 応じて開催している。

配慮を要する子どもの支援について、保育所全体で認識し、必要に応じて個別指導計画を立てて保育を実践し、家庭や専門機関と連携し適切に対応している。

入園時に利用者の個人情報(入園前の子育て状況、発育状況等)や要望を把握し、定められた書式に記録している。

保育所の自己評価や保育士の自己評価など、日ごろの保育を定期的に振り返る機会を設けている。

保育施設の保育内容や保育環境の向上・改善のため、職員からの提案を活かしている。

保育施設は異年齢で構成される場所であり、異年齢のふれあいや交流を意図的にもっている。

(1)生活と遊びの中の教育

保育施設の子どもたちは、遊びを通して言葉や数、自然現象や科学、表現する力などを身に付けていきます。

乳幼児期においては、職員の温かい言葉かけやスキンシップ、子どもの成長発達に応じた様々な玩具や絵本と出会うことにより、人と関わる心地よさ、遊ぶことの楽しさを経験し興味関心を養っていきます。その後、子ども同士の関わり合いや協同する遊び、生活の中にある不思議を体験し、更に心情・意欲・関心を培い、生きる力の基礎を体得していきます。

例えば積み木遊びでは、積み木で同じ高さのものを作ったり、自分のイメージするものを作るために、積み木の大きさや形を見て、考え、積み木を選び、慎重に重ね、等数や形の概念を学び、集中力を養います。また、友だちと一緒に理想の街を想像し毎日継続して積み木を重ねていくことで、友だちと協力することの大切さや、友だちを思いやる心、継続して取り組む忍耐力、完成させた達成感や充実感を学びます。時には、積み木がこわれてしまい、挫折感を味わい、その後に再度チャレンジしようとする意欲を育みます。

このように、保育施設の中で、子どもたちは、生活と遊びを通して、様々な経験・体験を重ね、現在を心地よく生き生きと幸せであり、未来に向かって生きる力の基礎を培います。

子どもの好奇心、探究心、思考力などが育つよう、子どもが自ら興味を持って遊ぶことのできる保育を行っている。

子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。

季節の行事、誕生会等、子どもが季節感や文化などを体感したり、保育施設での生活を楽しめる工夫をしている。

積極的に散歩や園外保育を実施し周囲の自然環境に親しみ、商店街や他施設等を含む地域との 交流を図るなど、自然をいつ〈しみ、社会と関わることができる取り組みがされている。

乳児保育を行うにあたって、一人ひとり抱いて目を見て微笑みかけて授乳したり、ゆったりと話しかけながらおむつ交換をしている。

幼児保育には、友だちの存在を認め、一緒に遊ぶことを楽しむことができるよう、協同する活動を取り 入れている。

子ども一人ひとりの理解を深め、子どもの表現しようとする姿や話の内容を十分に受け止め、適切な言葉で応えながら、わかりやす〈話せるようにしている。

子どもが達成感を持って基本的な生活習慣を身に付けられるよう、子どもに分かりやすい方法で伝え、適切に援助している。

文化施設などの周辺施設・町内会・地元商店街等と連携する等、子どもが地域社会の中で活動範囲を広げるための取り組みを行っている。

(2)食育

保育施設では、適切な食生活と食習慣の定着、食物の大切さ、そして食を通して他の人々との関わりの喜びや命の大切さを学ぶ食育に取り組んでいます。

保育施設の給食は、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」や文部科学省「学校給食衛生管理基準」を参考に、施設の規模や設備を考慮して衛生管理や食材の選定を行っています。

個々の味覚や乳幼児期の成長発達にあわせて、栄養価を考え、形状・硬さ・味付けなどを工夫し基本的には手作りで、旬の食材もとりいれ、素材の味を味わえるよう出汁の旨みを生かし薄味で提供しています。

食物アレルギーへの個別対応もきめ細やかに行い、子どもの安全を第一に考えた給食を提供 しています。

また、園庭等で野菜を子どもと一緒に育て、毎日の水やり、野菜の生長の観察、収穫や自ら収穫した野菜を食する喜び、時には栽培に失敗し枯れてしまう体験等を通して、食物への感謝の気持ちを育てます。

世田谷区内の保育施設では、食育計画に基づき食育を推進し、生きるために必要な食事や人との関わり、食習慣やマナー、食べ物の大切さや栽培してくれた人への感謝の気持ちなど、食を通して様々なことを学んでいます。

保育施設の給食方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・調理職員と保育士等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行っている。

衛生管理マニュアルや給食マニュアルを作成し、衛生点検表による毎日の点検、専用のエプロン・三角巾・履物の着用など、衛生管理が徹底されている。

食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスのいい給食を提供している。

無理やり食べさせたり身体を拘束することな〈、子どもの気持ちに寄り添いながら給食介助をしている。

子どもたちが友達や保育職員との食事中の会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べている。

個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、年齢(咀嚼力等)に応じた柔らかさや味付けなど細かい配慮を行っている。

温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で子どもの食事のタイミングにあわせて給食が提供されている。

子どもの視点に立った計画に基づき、クッキング保育、栽培、収穫したものを食べる等の食育活動を実施している。

アレルギー対応については、アレルゲン食品の確認、献立の確認、誤食した場合の対応方法など、医師の診断書に基づき、保護者との定期的な話し合いを行い確認している。

(3)健康

保育施設では、心身ともに健康に、成長発達を保障できるよう、日々の健康観察や衛生管理 を行っています。

乳幼児期は、抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期です。

このため、毎日の子どもの健康観察を行い、快適に過ごせるよう清潔を保ち、安定した生活 リズムをつくり、手洗い・うがいなど基本的な清潔の習慣を身に付けるよう援助しています。

一人ひとりの成長・発達を考慮しながら、日常的な遊びの中で体力をつけ、遊んだ後は手洗 いや着替えをして清潔を保ち、疲れたときは適切な環境の中でゆっくり休みをとる、など、生 活リズムや習慣を身につけます。

健康診断の結果を保護者に知らせたり、予防接種の予定を知らせるなど、保護者と共に子どもの健康管理を行います。保育施設は集団生活であることを念頭に、感染症の早期発見と早期対応に努め、子どもの健康を管理しなければなりません。

世田谷区内の保育施設においては、生活の中で、清潔であることの心地よさを感じ、元気に過ごすことができるよう、衛生管理・健康管理・健康教育に努めます。

保健(日常の衛生管理・感染症対策・与薬)に関するマニュアルがあり、職員全員に周知徹底されている。

調理職員·調乳担当職員·栄養士の月1回の検便、全職員の採用前および定期的な健康診断を実施しており、結果を適切に管理している。

子どもの入園の際に、既往歴及び予防接種等の把握を行い、入園前健康診断を実施している。

子どもに対し定期的(年2回以上)な健康診断が行われ、結果を職員や保護者に伝達し保育に反映している。

一日を通した生活リズムを把握し、個々の子どもにあわせて睡眠・食事・遊びがバランスよ〈整え、自己を十分に発揮し健康に過ごすことができるよう配慮している。

排泄(おむつ交換)・着替え等の基本的な生活習慣は、きれいになった心地よさを感じるようゆったりとやさしく言葉をかけ、次第に自分でできるようになることを意識して援助するなど、一人ひとりの子どもの状況に合わせる工夫をしている。

与薬は、医師の指示に従い与薬依頼書や調剤提供書などに基づき行われ、与薬の際は複数の目で確認を行い、与薬が適正に行われたかを確認することができるしくみになっている。

感染症発症時には、施設内掲示等で保護者に伝達したり、施設内の衛生管理を徹底するなど、職員・保護者の協力や職員の連携により拡大防止に努めている。

5 安全管理

保育に関わる職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

子どもは、遊びを通して身体的・精神的・社会的に成長します。成長過程では、子どもを取り巻く環境に対して様々な働きかけを行い、学習していきます。しかしながら、子どもの行動は、判断力や安全に対する認識が未熟であり、様々なリスクを含んでいます。

職員は、子ども一人ひとりを十分に理解し、健全に発達していくために必要な環境を整備し、いつ、どこででも事故が生じる可能性があることを念頭において、職員全員で事故予防に取り組まなければなりません。

世田谷区内保育施設では、リスクマネジメントを徹底し、ヒヤリハットなどの事例を職員全員で検証し、リスクの原因を探り、再発防止に向けて全職員で取り組むことのできる組織でなければなりません。

事故や災害に適切に対応するマニュアルが作成され、全職員に周知されている。

個人情報の管理について、全職員で共通認識し、適切な管理が行われている。

事故報告やヒヤリハット報告があり、職員間で情報共有し、再発防止にむけて話し合いを行い、対処されている。

小さなけがであっても、状況把握をし、保護者に報告している。

午睡の際は、一人ひとりの専用の布団が用意され、午睡チェックを行い、うつぶせで寝ているときは体位を変えるなど、SIDS防止の取り組みを行っている。

遊具の安全点検や保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。

子どもを保育する際は、少なくとも職員2名以上が配置され、緊急時にも対応できる職員体制を整えている。

子どもの体調・表情・けが・食欲・清潔面・情緒面等を観察し、虐待の事実または疑いがある場合は、 組織として速やかな対応ができるよう体制が整っている。

その日の子どもの様子や保育における安全管理等について、子どもの行動を予測し、職員同士がアイコンタクトやお互いに声をかけあうなどのコミュニケーションにより組織的に保育が実践されている。

防災計画等を策定し、避難訓練・消火訓練を基準どおり実施している。

6 保護者支援・地域の子育て支援

保育施設における保護者支援・子育て家庭支援は「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること」です。

子どもが今を幸せに生き、未来をつくり出す力の基礎を養うことができるよう、保育施設で 勤務する専門職である保育士・看護師・栄養士等の職員が協力して、保護者や子育て家庭の支援を行います。

子どもの数だけ育ちにも個性があり、子育ては一様にはいかないものです。

子どもの成長を共に喜ぶこと、悩みがあれば一緒に考えること、子どもの情報を細やかに伝えること、保護者のおかれている状況やその思いを受け止めること、保育の意図を伝え保育実践の見本を見せること、など様々な方法で保護者と子どもの安定した関係や、保護者の子育てへの自信や意欲を高めることに努めます。

また、地域の子育て支援の拠点として、体験保育、子育て相談、子育てひろばなどの保育施設に在籍していない子育で家庭にも施設や園庭を開放し、保護者同士の交流の場を設定したり、 子育ての相談を受け付けたり、必要な子育で情報を提供していきます。

世田谷区内の保育施設が、子どものために保護者や地域の子育てを支援することを基本とし、 保育施設と保護者や地域が話し合い、お互いの気持ちを認め合い、共に協力して、地域全体で 子どもを育てる環境づくりに努めることを大切にします。

保護者懇談会や施設だより、クラスだより、保健だより等を活用し、保育方針や日々の保育の意図、 子どもの保育施設での生活ぶり、また職員の状況等を家庭に紹介している。

登降時間の会話や連絡帳などの日々のコミュニケーションや行事等あらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と綿密に連絡を取り合っている。

苦情解決、第三者評価、利用者アンケートに取り組み、その結果を踏まえた保育の改善について保護者に伝えている。

保護者の話を傾聴し誠実に答える姿勢を持ち、保護者と職員相互で子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や園運営に活かす工夫がある。

保護者懇談会や行事などで保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力するなど、保護者間の連携を支援している。

地域における子育て支援の拠点となるために、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣などの子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。

保育施設の活動や行事に地域住民等に参加してもらうなど、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している。

子どもの成長の連続性を保障するため、子ども同士の交流や職員間の情報交換など、小学校との連携を図っている。

職員は、区や地域で行われているひとり親支援、障害児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように学んでいる。

7 運営体制

保育の質の確保・向上の中心となるのは人材であり、職員が安心して保育に従事し、常によい保育に向かって取り組む姿勢を支えるためには、運営事業者の経営が健全に行われていることが不可欠です。

適切な広さや設備、子どもや職員の動線を考慮した保育室が確保され、保育に必要な備品や 遊具・玩具等の整備・充実には保育施設職員の意見が反映され、子どものための保育を展開す る保育環境が整えられるよう、保育に必要な経費が確保されなければなりません。

また、職員が経験年数や年齢に応じてバランスよく必要な人数が配置されていることは、職員の保育への意欲や自己啓発への取り組みを支え、保育の質の向上につながります。

さらに、職員が安心して子どもに接することができるよう、社会保障や雇用条件等、労働条件が整備されていることも重要です。

内部の研修のみならず外部の研修にも積極的に参加し、世田谷区独自の取り組みである各地域の保育ネットにおける研修や情報交換にも参加することを通して地域の子どもや子育ての実態を共有し、子育て支援を連携して実施したり、情報交換を通して保育技術や知識を深める機会が豊富に確保されていることは、世田谷区の保育の質の向上につながります。

運営事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。

施設を運営していくにあたっての現場での意見が、経営者層の判断材料となる組織である。

職員の雇用条件、就業規則等が明確である。

職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準·休暇制度·休憩時間等)が整備されている。

職員の自己啓発やリフレッシュのため労働環境(人員配置・時間の保障等)が整えられている。

職員のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取り組みが実践されている。

保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢が適切である。

職員の経験年数や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている。

栄養士や保健師、看護師などの専門職を適切に配置している。

職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めのない雇用形態となっており、職員の雇用の安定が図られている。

職員が(2)に挙げる資質を身に付けるため、通常業務内において研修や0JTなどの機会や保育ネットに参加し情報交換することができるよう計画的に時間を確保し、職員体制を整えている。

保育の質の向上のため、それぞれに求められること

区では、全ての保育施設が子どもを中心とした保育を実践する「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現を目指し、次の4つの視点をふまえ、事業者・保育施設職員・保護者・地域とともに、保育の質の維持・向上に取り組んでいきます。

- 当事者の参加・参画の推進
- 地域で包括的に支える仕組みの構築
- 若者期を見据えた子育ち支援
- 区が果たすべき責任と役割

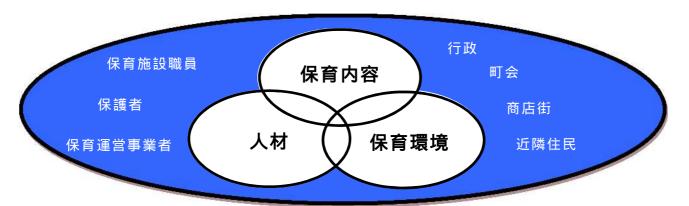
事業者	● 子どもの視点での保育環境の整備を行う	
	●職員の労働条件・労働環境・報酬等の安定を図る	
	●保育施設職員の専門性を高める意欲を支援する	
	●保護者等が必要とする運営や保育に関する情報を公開する	
	●施設間で連携できる環境を整備する	
	●恒久的な施設運営のため安定した経営を行う	
	●地域に根ざした施設運営を行い、地域と保育施設の適切な関係を保つ	
保育施設職員	●子どもを中心とした保育に意欲的に取り組む	
	●一人ひとりの子どもの気持ちや発達を理解し、寄り添う保育を行う	
	●専門性を高め、経験を豊かにし、保育の質を高める	
	●子どもの育つ姿や保育の意図を伝え、保護者を支援する	
	●地域に根ざした保育運営を行う	
	●保育の意図や子どもの育つ姿を伝え、在宅子育てを支援する。	
保護者・地域	域 ●子どものための保育や保育の専門性を理解する	
	●保護者同士が繋がり、子育てに関する情報を共有する	
	●必要な情報を収集し適正に利用する	
	●保育施設の保育に協力し、参画・参加する	
	●子どもの安全を見守る	
	●保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望を持つ	
世田谷区	●世田谷区の理念・方針を明示する	
	●保育施設職員の専門性を高めるための機会を提供する	
	●施設間の連携を強める仕組みをつくる	
	●保護者の必要とする情報をわかりやすく提供する	
	●事業者、職員、保護者、地域をつなげる	
	●子どもを中心とした保育の質の向上への取り組みを支援する	

資料「保育の質を確保・向上していくための、これまでの区の取り組み」

保育の質の向上委員会

区では、平成21年度に「保育の質の向上委員会」を実施し、様々な保育関係者が話し合い を重ねた結果、保育の質は、次の3つの要素から構成されると定義しました。

保育施設職員や運営事業者、保護者、行政、地域等は、これら3つの要素について理解し、 保育の質を支えていくことが必要となります。



【 人 材 】…保育に関わる資格、専門性、技術・知識、人間性等に関すること

【保育環境】…職員配置、施設整備、安全確保、基盤整備等に関すること

【保育内容】…保育目標、保育計画、健康・安全、保護者支援等に関すること

保育運営に関する区独自の基準の主な項目や取り組み

現在運営している認可保育園においては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に 区独自の項目を上乗せし、 ~ の全ての基準(ただし については0歳児保育実施の場合の み)に基づき保育環境を整備している事業者に運営費の上乗せをしています。

職員配置 : 国の基準に基づき保育士(資格有り)を10割配置し、かつ1歳児5人に対 し保育士1人配置(国基準 1歳児6人に対し保育士1人配置)

0歳児保育実施園においては、保健師(看護師)1人の配置及び調理員の1人上乗せ配置 面積基準: 0歳児保育室 1人当たり5㎡以上(国基準 3.3㎡)

また、認証保育所は東京都の基準、保育室は世田谷区の基準に基づき運営をしており、区は運営費を助成しています。

保育施設整備・運営事業者決定時の取り組み

認可保育園及び認証保育所の整備・運営事業者の決定にあたっては、学識経験者を含む3~ 5名の委員会を組織し、以下のとおり評価・審査を行っています。

(1)審查内容

委員会において、「法人」、「現在運営している施設の状況」、「これから整備・運営する保 育施設」に関して評価し、総合的な審査を行っています。

書類審査	財務状況を含む法人の運営状況、運営している保育施設等の指導
	計画・保育日誌等、運営している保育施設等の保育内容、新設す
	る保育施設の提案内容などについて、提出された書類に基づき、
	審査を行っています。
現地調査	現在運営している保育施設等に赴き、実際に現場で実践されてい
	る保育、設定されている保育環境、実施されている給食や食育な
	どについて、審査を行っています。
ヒアリング審査	法人の経営層や施設長候補者に対して、保育観や保育現場で認識
	している課題と対応、新設する保育施設の実現性などに関して、
	ヒアリング、審査を行っています。

(2)重視している評価の視点

「保育所保育指針」「世田谷区保育理念」「世田谷区保育方針」を理解した上で、世田谷区 において新たな保育施設を運営する意欲と熱意を有し、保育の質を維持・向上できる事業 者であることを基本とし、以下の視点を重視して、評価を行っています。

事業者の理念	児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担ってい
	る事業者であること。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。
運営管理体制	保育現場や客観的な外部の意見を取り入れるなど、民主的な運営
	がなされていること。
保育の質	子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な
	保育を実施しており、保護者支援のみならず、世田谷区の保育理
	念と地域の特性に配慮した活動が行われていること。
人材の確保・育成	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されて
	いること。

保育施設開設までの支援に係る取り組み

事業者決定から保育施設開設までの間、より深く区の方針や地域性を理解していただき、円滑に保育施設の運営を開始できるよう、支援を行っています。

(1)保育施設整備・運営事業者決定時の指摘事項の改善

審査・選定時に、保育内容等に関する課題などが指摘された場合、事業者決定における 附帯条件や留意事項を、法人の経営者層や施設長候補者に伝え、保育施設開設前にそれら の条件に対応できるように準備していただいています。

(2) 開設前研修等の支援

必要に応じ、保育施設の開設前に新設保育施設で働く予定の職員を区立保育園で実地研修として受け入れ、新設保育施設の職員間でその経験を共有していただいています。

今後、「世田谷区保育の質ガイドライン」を共有していただくことや区内の社会資源等について把握していただくために、開設前の支援をより充実させていく予定です。

保育施設への多様な支援

現在、区内には多様な形態の保育施設があり、それぞれの特性・特色を生かした保育を提供しています。数多くの子どもたちが保育を受け、多くの家庭が安心して子育てできる環境を確保するために、すべての保育施設でよりよい保育が展開されるよう、様々な支援を行っています。

(1)保育に関わる専門職による巡回指導相談

専門職(保育士・看護師・栄養士)が、区内保育施設を不定期に訪問して日頃の保育内容を見学し、保育内容や衛生管理、子どもの様子や健康状態などを保育施設の方と共に確認し、保育内容の充実のため必要に応じてアドバイスを行っています。

(2)人材育成

区は、学識経験者等からの最新の保育情報解説や危機管理研修、保育実践等の研修、個人情報保護などの運営管理の研修など、様々な研修を主催、実施しています。

研修の中にはグループワークを多く取り入れ、保育施設職員間で情報を交換し、様々な保育の形態や考え方を学ぶことができるよう工夫しています。

(3)保育ネット

区独自の取り組みとして、区内5地域で、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に取り組むことが重要であるという共通認識のもと、自発的・自主的に保育ネット(保育関係者のネットワーク)の活動が行われています。

この保育ネットで情報と専門性を共有し、地域の保育施設や関係機関が支えあうことで、保育の質の向上への取り組みがよりいっそう高まると考え、保育ネットの取り組みを側面から支援しています。

(4)情報共有・外部評価

定期的に園長会や事務連絡会等を開催し、区の事業等の進捗状況の説明や保育施設間の情報共有の場を設定しています。また、第三者評価の定期的な受審や自己評価などを促進し、全ての保育施設が区全体の保育の質の向上に協力して取り組んでいけるよう支援しています。

世田谷区保育の質ガイドライン策定委員

大妻女子大学教授	岡 健
東洋大学教授	森田 明美
成育しせい保育園 園長	正岡 里鶴子
ベビールーム下北沢 設置者	平林 喜美子
保育室SUKUSUKU 園長	秋元 智子
世田谷保育親の会	中山 瑞穂
世田谷区子ども・若者部長	岡田篤
上祖師谷南保育園 園長	江口 マミ子

世田谷区 子ども・若者部 保育課

保育計画・整備支援担当課